

茅ヶ崎市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、茅ヶ崎市体育協会（以下協会という）所管の種目団体並び個人の業績を表彰することを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 次の各号の1に該当するものは、この規程に定むるところにより協会が表彰する。

- 1 体育の振興に顕著な功績を挙げたもの。
- 2 スポーツマンシップを発揮し、常に他の模範であるもの。
- 3 体育の発展のため価値ある研究をなしたもの。
- 4 県・国等の大会で優秀な成績をあげたもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状並びに予算の範囲内において記念品を授与する。

(表彰の選考)

第4条 表彰の選考は、常任理事会の推薦により選考委員を出し、選考委員会で決定する。

第5条 この規程に定むるものの外、必要な事項は会長が決める。

附 則

- 1 この規程は、昭和51年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年4月1日から改正施行する。
- 3 選考委員会での選考基準は、次の通りとする。

(1) 原則として、在住・在勤者とする。

(2) (1)以外の者については、次の通りとする。

イ スポーツ功労者

茅ヶ崎市体育協会の発展に貢献した者。

ロ 成績優秀者

種目競技団体で育ち、茅ヶ崎市大会または、行事に参加している者。

(3) 表彰候補者内申書の記載内容に不備があった場合は、選考の対象外とする。